

運送事業者のみなさまへ

平成22年4月、川崎市で「エコ運搬制度」がスタート!

大気環境の改善及び地球温暖化防止のため、
川崎市の条例※により、市内の荷主・荷受人が、運送事業者のみなさまなどに
環境に配慮した運搬＝「エコ運搬」の実施を要請することが義務付けられました。

※川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 第99条～第99条の3



川崎市発着の運搬について荷主・荷受人から「エコ運搬」実施の要請がありましたら、当該貨物運搬の際に以下の御協力をお願いいたします。

- ① 自社でエコ運搬を実施
- ② 関係会社へエコ運搬実施を要請（関係会社へ当該貨物の運搬を委託する場合）

エコ運搬とは

- エコドライブの実施及びエコドライブを行う旨の表示
- 自動車NOx・PM法の車種規制不適合車の不使用
- 低公害・低燃費車の積極的な使用

詳しくは裏面へ



「エコ運搬」とは、運搬の際に次の3項目を実施することをいいます。

ECO エコドライブの実施及びエコドライブを行う旨の表示

環境にやさしく、燃費改善にもつながるエコドライブを実施してください。
また、使用する車両へエコドライブステッカーなどを貼付してください。ステッカーは、各自治体のもや協会・団体のもの、自社で作成したものなど、種類は問いません。

● 「かわさきエコドライブ宣言」について

川崎市では、「かわさきエコドライブ宣言」に登録していただいた事業者には、自動車に貼付できるエコドライブステッカーを配布しています。
「かわさきエコドライブ宣言」の趣旨に賛同の上、ぜひ御登録ください。



ECO 自動車NOx・PM法の車種規制不適合車の不使用

自動車NOx・PM法に定める排出ガス基準に適合しない自動車(不適合車)は、環境への負荷が高いため、川崎市発着の運搬に使用しないでください。
お持ちの自動車の車検証の「備考」欄で、排出ガス基準の適合状況を確認できます。

● 車検証の「備考」欄 記載内容

使用車種規制(NOx・PM)適合

排出ガス基準に適合していますので、川崎市発着の運搬に使用しても支障ありません。

この自動車は平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えて、NOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。

その有効期間満了日以降川崎市発着の運搬に使用しないでください。

この自動車はNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。

自動車NOx・PM法不適合車です。川崎市発着の運搬に使用しないでください。

ECO 低公害・低燃費車の積極的な使用

川崎市発着の運搬の際は、所有する車両の中から、低公害・低燃費車を積極的に配車してください。
なお、低公害・低燃費車を判別する手段として、九都県市指定低公害車ステッカーなどがあります。

参考 九都県市指定低公害車ステッカー

平成21年基準



平成17年基準

